（新規・更新）指定給水装置工事事業者申請書一覧

業者名：

① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者の1名以上の選任が必要です。

② 申請者が「法人」か「個人」かに応じて、表中の〇印の書類が必要です。
提出書類がそろっているか提出前に必ず確認の上、提出書類と一緒にこの一覧も提出してください。

③ 提出後に見付かった提出書類の不備等については、再度来庁いただき対応をお願いします。
不備等の対応に時間を要した場合、指定日が当初、想定していた日より遅くなる可能性があります。

④ 郵便での受付は実施していません。

詳しくは、豊中市上下水道局ホームページの記入例を参照してください。
豊中市上下水道局ホーム/事業者の皆さんへ/指定工事事業者/指定給水装置工事事業者の指定の申請について

業者チェック欄	上下水道局チェック欄	提出書類	法人	個人	注記
□	□	指定給水装置工事事業者申請書一覧（本紙）	〇	〇	業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
□	□	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第一）	〇	〇	記入例を参照してください。
□	□	機械器具調書（別表）	〇	〇	記入例を参照してください。
□	□	誓約書（様式第二）	〇	〇	記入例を参照してください。
□	□	定款又は寄付行為の写し	〇	－	最終ページに、下記の①～⑥を記載 ①日付、②「原本と相違ない」等の文言、③登記に記載の本店の住所、④商号、⑤代表者名、⑥押印（実印が望ましい） 寄付行為は財団法人の場合のみ添付
□	□	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	〇	－	発行日から3ヶ月以内のもの（原本） ※コピー不可
		住民票の写し	－	〇	発行日から3ヶ月以内のもの（原本） ※コピー不可
□	□	指定給水装置工事事業者指定時確認書	〇	〇	記入例を参照してください。
□	□	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第三）	〇	〇	記入例を参照してください。 ※新規のみ
□	□	給水装置工事主任技術者免状の写し又は給水装置工事主任技術者証の写し	〇	〇	

参考（指定に伴う費用）
指定給水装置工事事業者指定手数料　新規：金10,000円，更新：金9,000円
※各種指定手数料は、申請日の当日に納付していただきます。
※証書交付手数料は、指定手数料に含まれています。

※上下水道局記入欄※

指定予定日	説明会実施日
／	／

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第三）は、水道法施行規則第21条第1項の規定より「指定を受けた日から2週間以内」に指定給水装置工事事業者から提出されるものですが、提出忘れ等を防ぐため、本市では指定の新規申請と併せて提出をお願いしています。

連絡先：豊中市上下水道局　経営部　お客さまセンター　給排水サービス課　　電　話：06-6858-2961